

## 下関市都市公園に設置する自動販売機設置予定事業者の公募公告

下関市都市公園に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和8年(2026年)6月30日

下関市長 前田 晋太郎

### 1. 公募に付する事項

- (1) 件名 下関市都市公園に設置する自動販売機設置予定事業者の公募
- (2) 公募物件

物件番号	設置場所	公募台数	販売品目	設置可能範囲 幅×奥行
1	乃木浜総合公園 野球場前	3台 1業者1台まで	清涼飲料水、ア イスクリーム類	2.0m×1.0m (1台分)
2	火の山公園	1台	清涼飲料水	2.0m×1.0m

物件番号ごとに、設置できる台数が決まっています。

詳細については、「7. 設置予定事業者の決定方法」をご覧ください。

注1) 物件番号1については、公園内受電設備から電気供給をうけるため、子メーターを設置し、実費弁償金を本市へ支払うものとする。

注2) 物件番号2については、電源の引込に必要な工事、電力会社との協議、電気契約その他一切の手続きおよび費用は設置事業者の負担とする。なお、電源の引き込みが困難である場合などその他やむを得ない事情がある場合は、市が別途指定する代替場所に自動販売機を設置するものとする。

注3) 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。特に、電源工事が必要となる設置場所については、配線等の確認を必ず事前に行うこと。

注4) 自動販売機の設置可能範囲には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

### (3) 設置期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

設置予定事業者の設置状況を勘案し、当該都市公園の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると本市が判断した場合は、1箇年度(4月1日から翌年3月31日)を単位として許可延長を、物件番号1にあっては2年間、物件番号2については1年間まで可能とし、引き続き設置することができる。

## 2. 公募に応募できる者の資格

公募に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から入札までの間のいずれの日においても下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

## 3. 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市都市整備部公園緑地課

〒750-8521 下関市南部町1番1号 本庁舎東棟3階

TEL (083) 231-1933

FAX (083) 231-1919

E-mail [tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

## 4. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市都市整備部公園緑地課及び下関市ホームページ上
- (2) 日時 令和8年6月30日（火）午前9時～令和8年7月10日（金）午後4時30分

## 5. 公募手続等

- (1) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

### ① 提出書類

ア. 応募申込書（法人は様式第1号、個人は様式第2号）

イ. 応募申込書に記載している必要書類

ウ. 見積書

設置を希望する物件番号ごとに見積書を提出すること。

売上手数料率については、1台あたりの率を記入し、災害対応型の設置予定の有無についても記入すること。

② 提出期限 令和8年7月10日（金）午後4時30分

③ 提出場所 下関市都市整備部公園緑地課

④ 提出方法 持参又は書留郵便

(2) 仕様等に関する質問の受付

- ① 質問方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式第3号）」により  
FAX、又はE-mailで行うこと。
- ② 提出期限 令和8年7月8日（水）正午
- ③ 提出場所 下関市都市整備部公園緑地課  
※ 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 応募申込書等必要書類の審査の結果、選考資格要件不適合と認められる者について

- ① 審査結果の通知  
応募申込書等必要書類の審査の結果、選考資格要件不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができず、提出した見積書は無効とする。
- ② 選考資格要件不適合の理由の説明要求  
選考資格要件不適合通知を受け取った者は、通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに、説明を求める書面を提出することができる。

**6. 選考日**

令和8年7月13日（月）

選考結果は、有効な見積書を提出した者全員に速やかに通知する。

**7. 設置予定事業者の決定方法**

- ① 物件番号ごとに見積合せを行い、本市が予定する売上手数料率以上で、かつ、売上手数料率が高い見積りをした者の上位から優先的に設置予定事業者とする。また、設置位置についても、上位の者の希望から優先し決定する。
- ② 同率の見積りをした者が2者以上あるときは、災害対応型の自動販売機設置予定の者を優先し、それでも決定しない場合は、当該応募者立ち会いのもと、くじにより設置予定事業者を決定することとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

## 8. 選考の無効等

次の見積書は無効とする。

- (1) 選考に参加できる資格のない者の提出した見積書
- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積書
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積書
- (4) F A X又は電子メールによる見積書
- (5) 記名のない見積書
- (6) 必要事項の記載のない見積書
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積りをしたもの
- (8) 入札書に、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの

## 9. 設置条件

- (1) 使用済容器回収ボックスの設置  
物件番号ごとに、販売する商品に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。
- (2) 自動販売機の規格等
  - ① 原則設置期間中は、常に販売可能な状態を継続すること。
  - ② 装飾は、公序良俗に反しないものであること。
  - ③ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
  - ④ ノンフロン対応機であること。  
(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
  - ⑤ 転倒防止対策を施すこと。
  - ⑥ 物件番号ごとに電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。  
(物件番号1)
  - ⑦ 設置自動販売機本体等を変更する場合は、事前に本市に申し出ること。
- (3) 設置上の注意  
設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

## 10. 公園施設設置許可

- (1) 設置予定事業者は、令和8年7月24日（金）までに、令和8年度分の公園施設設置許可申請書（下関市都市公園条例施行規則様式第5号）及び設置面積を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置がわかる図面）を提出すること。
- (2) 公園施設設置に係る使用料は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する面積により、下関市都市公園条例の定めるところにより算定した金額とし、年度ごとに本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに全額納入すること。

【令和8年度の1㎡当たりの公園施設設置使用料（年額）】

乃木浜総合公園 野球場前	204.92 円/㎡
火の山公園	108.36 円/㎡

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

- (3) 公園施設設置許可申請書の提出を受けた後、交付する公園施設設置許可書（下関市都市公園条例施行規則様式第12号）記載の条件を遵守すること。

**1 1. 売上手数料**

- (1) 売上手数料の納付方法等については、本市と本公募によって自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）が契約で定める。
- (2) 売上手数料は、各自動販売機に係る各月の売上合計額に売上手数料を乗じた額とする（消費税は内税）。
- (3) 設置事業者は、本市が定める売上実績報告書を、毎月指定する期日までに本市に提出すること。
- (4) 設置事業者は、売上手数料を、本市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。

**1 2. その他必要経費等**

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (2) 電源工事に伴う公園内への電柱類及び埋設管等の設置については、年度ごとに都市公園占用許可申請書（下関市都市公園条例施行規則様式第7号）の提出が必要であり、次の占用料を徴収する。

電柱及び支柱類	： 1本につき	1,000 円/年
埋設管等	： 外径0.4m未満のもの	長さ1mにつき 190 円/年
	： 外径0.4m以上のもの	長さ1mにつき 480 円/年

※ なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

- (3) 自動販売機の設置に伴う光熱水費（実費弁償金）は、全額設置事業者の負担とする。なお実費弁償金は、本市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。

実費弁償金の算定の基となる使用量については、設置事業者が設置する子メーターの指示値を、毎月指定する期日までに本市に報告すること。

### 1 3. 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出に係る経路、時間等については、本市の指示に従うこと。
- (3) 物件番号1の自動販売機に係る販売品については、缶、紙パック又はペットボトル等の密閉式容器入りの清涼飲料水や乳製品又は、アイスクリーム類及び氷菓など多品種多品目により構成するよう努めること。
- (4) 物件番号2の自動販売機に係る販売品については、缶、紙パック又はペットボトル等の密閉式容器入りの清涼飲料水や乳製品など、多品種多品目により構成するよう努めること。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。

### 1 4. 維持管理責任

設置事業者は、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適宜行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、自動販売機の管理関係証明書及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを本市に提出すること。
- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置予定事業者の責任で適切に回収すること。
- (3) 食品衛生については、当該商品販売に必要な営業許可書の写しを、設置予定事業者として決定を受けた後、本市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 15. 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復をしなければならない。なお、原状回復の費用は設置事業者の負担とする。ただし、本市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

## 16. 設置予定事業者としての決定又は設置許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定又は設置許可を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、本市の指定する期日までに、公園施設設置許可の手続きを行わなかった場合
- (2) 設置予定事業者が、上記「2. 公募に参加できる者の資格」に該当しなくなった場合
- (3) 本市に対し、必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) 設置予定事業者が、契約辞退申請書を提出した場合

なお、設置予定事業者としての決定又は設置許可の取消しを受けた場合は、以降3年間は、下関市都市整備部公園緑地課が行う自動販売機の公募に参加することができない。

## 17. 不可抗力による販売の休止について

天災や本市の施工する工事など、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合で、販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

## 18. その他

設置許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

## 19. 参考データ

令和5年度の自動販売機売上額（1台当たり）

物件番号	設置場所	台数	売上額
1	乃木浜総合公園 野球場前 ※1	—	— 円
2	火の山公園 山頂広場ロータリー前 ※2	1台	564,340 円

※1 新規設置のため売り上げなし

※2 火の山公園再整備のため令和6年8月末撤去。